

令和6年度伊勢原市障がい者施設物価高騰支援給付金支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、原油価格・物価高騰の影響を受けている市内の障がい者施設等に対し、予算の範囲内において令和6年度伊勢原市障がい者施設物価高騰支援給付金（以下「給付金」という。）を支給することについて、伊勢原市補助金等の交付規則（昭和55年伊勢原市規則第19号）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、障がい者施設等とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）及び伊勢原市地域生活支援事業実施要綱（平成25年伊勢原市告示第71号）に規定する事業所であって、別表に掲げるものをいう。

(支給の対象者等)

第3条 給付金の支給の対象となる者は、別表に掲げる障がい者施設等のうち、次に掲げる要件を満たすもの（以下「支給対象事業所」という。）を運営する事業者（以下「支給対象事業者」という。）とする。

- (1) 伊勢原市内に所在していること。
- (2) 令和7年3月1日以前に神奈川県又は伊勢原市の指定を受けて、申請日時点で現に運営していること。
- (3) 事業者の事業計画上、令和7年3月31日までの間、事業の廃止（届出を行わない事実上の廃止を含む。）又は事業の休止（届出を行わない事実上の休止を含む。）をせず、運営を継続する予定であること。

2 給付金の支給を受けた支給対象事業者は、光熱費、燃料費又は食料費の高騰分を理由とした利用者負担額の引上げ等の利用者への影響を極力少なくするよう努めるものとする。

(給付金の額)

第4条 給付金の額は、別表の支給単価のとおりとする。

(支給の申請)

第5条 給付金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和6年度伊勢原市障がい者施設物価高騰支援給付金支給申請書兼請求書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長が別に定める期日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 振込先が確認できる預金通帳等の写し
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 支給対象事業所を複数有する支給対象事業者は、当該支給対象事業所に係る前項に規定する申請を一括して行うものとする。

(給付の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を速やかに審査し、給付金の支給を決定したときは令和6年度伊勢原市障がい者施設物価高騰支援給付金支給決定通知書（第2号様式）により、給付金の不支給を決定したときは令和6年度伊勢原市障がい者施設物価高騰支援給付金不支給決定通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により給付金の支給の決定をしたときは、支給対象事業者に対し速やかに給付金の支給を行うものとする。

（給付金の返還）

第7条 市長は、虚偽の申請その他不正な手段により支給を受けた者に対して、給付金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年3月1日から施行する。

別表（第2条、第3条、第4条関係）

障がい者施設等

区分	事業所・施設種別	支給単価
入所・居住系事業所	障害者支援施設、自立訓練（生活訓練（宿泊型のみ））、共同生活援助、短期入所（医療型を除く）、福祉ホーム	令和7年3月1日時点における定員1人当たり 11,000円
通所系事業所	生活介護、就労移行支援、自立訓練（機能訓練、生活訓練（宿泊型は除く））、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、地域活動支援センター、日中一時支援 ※障害者支援施設の昼間サービスは除く	1事業所当たり 40,000円
訪問系事業所	居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、自立生活援助、移動支援、訪問入浴サービス	1事業所当たり 25,000円

備考

- 1 同一建物内で同系統のサービスを提供している場合においては、1つの事業所として取り扱う。ただし、事業所番号が異なる場合はこの限りでない。
- 2 短期入所（併設型）については、併設する入所・居住系事業所とそれぞれ申請することができる。
- 3 同一建物内で、介護保険サービスを提供している事業所については、令和6年度伊勢原市高齢者施設等物価高騰支援給付金の対象となるため、本事業の対象とはならない。
- 4 本事業の対象となる障害福祉サービス事業所等であっても、同一建物内で医療法上の指定を受けている医療機関に併設する事業所については、令和6年度神奈川県医療機関等物価高騰対応支援金の対象となるため、本事業の対象とはならない。